

令和3年度八王子市農業委員会第6回総会会議録

- 1 開催年月日 令和3年10月5日 火曜日
- 2 開催場所 八王子市役所 議会棟 第3・第4委員会室
- 3 開催時間 午後2時00分 から 午後3時05分 まで
- 4 出席委員 (21名)

農業委員会委員

- | | |
|-----------|----------|
| 1番 米津元一 | 2番 熊澤治彦 |
| 3番 馬場貴大 | 4番 中西伸夫 |
| 5番 原島元義 | 6番 有竹満次 |
| 7番 小林裕恵 | 8番 菱山史郎 |
| 9番 坂本真一 | 10番 田中政博 |
| 11番 美濃部弥生 | 12番 峰尾達雄 |
| 13番 山田正 | 14番 門倉豊 |

農地利用最適化推進委員

- | | |
|----------|----------|
| 15番 内藤廣行 | 16番 田中和敏 |
| 18番 福田一訓 | 19番 三上正治 |
| 20番 町田裕通 | 21番 石川研 |
| 22番 井上正芳 | |

- 5 欠席委員 (1名)

17番 内田茂

- 6 事務局職員出席者

事務局長 山崎光嘉	課長 須藤文夫
主査 上原裕之	主査 篠原勝久
主任 萩原健太	主任 小池幸治

令和3年度(2021年度)
八王子市農業委員会 第6回総会 議題

(令和3年10月5日)

【専決処分案件】

- 第1 市街化区域内農地の「権利の移動を伴わない転用」の届出について
- 第2 市街化区域内農地の「権利の移動を伴う転用」の届出について
- 第3 地目変更登記に係る照会に対する回答について
- 第4 非農地証明の願出について
- 第5 相続税の納税猶予に係る適格者としての3年ごとの証明について

【審議案件】

- 第6 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 第7 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 第8 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 第9 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 第10 生産緑地に係る「農業の主たる従事者」の証明について

【報告案件】

- 第11 農地の権利取得の届出について
- 第12 相続税の納税猶予の対象者等に関する通知について

《午後2時00分開会》

議長 ただいまから、令和3年度八王子市農業委員会第6回総会を開会します。欠席通告のあった委員を報告します。第17番内田茂委員です。農業委員定数14名のうち、半数以上が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本総会は有効に成立しております。また、農業委員会等に関する法律第30条第1項の規定により、出席した農業委員の過半数で決することになりますが、推進委員の皆様にもぜひ積極的なご意見をいただきたいと思います。

第1及び第2については、「市街化区域内農地の転用の届出について」でありますので、一括報告とします。事務局より報告願います。

事務局

第1「市街化区域内農地の権利の移動を伴わない転用の届出について」
8月1日から8月31日までの届出分（8件）
第2「市街化区域内農地の権利の移動を伴う転用の届出について」
8月1日から8月31日までの届出分（20件）を報告。

議長

報告は終わりました。第1・第2について質問はございませんか。

議長

質問なしと認め、進行します。

第3「地目変更登記に係る照会に対する回答について」を報告します。
事務局より報告願います。

事務局

第3「地目変更登記に係る照会に対する回答について」を報告。
（3件）

議長

報告は終わりました。第3についてご質問はありませんか。

議長

質問なしと認め、進行します。第4「非農地証明の願出について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第4「非農地証明の願出について」を報告。（1件）

議長

報告は終わりました。第4についてご質問はありませんか。

議 長 質問なしと認め、進行します。第5「相続税の納税猶予に係る適格者としての3年ごとの証明について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局 第5「相続税の納税猶予に係る適格者としての3年ごとの証明について」を報告。（願出地が農業経営を引き続き行っていること 12件）

議 長 報告は終わりました。第5についてご質問はありませんか。

議 長 質問なしと認め、進行します。第6「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局 第6「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」について説明。
貸し手について、住所は下恩方町、設定する土地は下恩方町の土地2筆、計849㎡。利用権の種類は賃借権、期間は1年間。
借り手について、住所は高尾町、利用権の設定を受ける者が耕作している農用地の面積は2,636㎡。主たる経営作目は露地野菜。農業従事者は4人、農作業従事日数は年間230日。

議 長 説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いします。

農業委員 それでは、ご報告いたします。9月9日、事務局、農林課の職員とともに現地調査を実施し、利用権の設定を受ける法人の農場長に今後の作付計画等をうかがいました。法人は、障害福祉サービスを主な事業としており、平成30年11月に新規就農し、「農業経営基盤強化促進法」に基づき当該農地を借り受け、多品目の露地野菜を栽培しています。利用権設定をする土地ですが、すでに利用権設定をして1年間使用している農地です。ここで期間満了を迎えるため、農地所有者と話

し合いをした結果、今後も引き続き借りることになったそうです。農場長を含め、スタッフが交代で、ほぼ毎日利用者を連れて農作業に従事しています。現在は、コロナウイルス感染症拡大に伴う接触機会削減を図るため、利用者は自宅で野菜の梱包作業等をしているとのことでした。障害者の方が行う農作業なので、無農薬による野菜栽培を行っているとのことですが、農地を見ると、雑草が無く、ミニトマトやネギ、ナスをはじめ、さまざまな野菜が整然と作付され、きれいに管理されていました。収穫した農作物は法人が運営する作業所兼店舗で販売するほか、出荷先として、イーアス高尾や市内の業務スーパーなどとの取引があります。農場長は、恩方地域で農地を借り、耕作面積を着実に増やし、土地柄に合った農業経営を実践している方で、非常にやる気を感じますので、これからも新規就農者として頑張りたいと思います。報告は以上です。

議長 報告は終わりました。質問・意見はありませんか。

農業委員 今回、利用権の設定期間が1年間とのことですが、何か理由があるのでしょうか。

事務局 利用権を設定する者の意向によるものです。

推進委員 売上高の歩留まり率が50%ということで低いと思いますがどう感じられていますか。

事務局 一般的な割合と比較すると低いと思いますが、無農薬農法であったり、今までの実績を考慮したうえでの数値なので問題ないと思います。

議長 ほかにごぎいませんか。ごぎいせんので進行します。お諮りします。第6については、これを決定することにご異議ごぎいせんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、決定することにしました。第7「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第7「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」について説明。

貸し手1について、住所は群馬県伊勢崎市、設定する土地は堀之内の土地4筆、計1,245㎡。利用権の種類は賃借権、期間は5年間。

貸し手2について、住所は片倉町、設定する土地は中山の土地1筆、計393㎡。利用権の種類は賃借権、期間は5年間。

貸し手3について、住所は片倉町、設定する土地は中山の土地1筆、計482㎡。利用権の種類は賃借権、期間は5年間。

貸し手4について、住所は中山、設定する土地は中山の土地2筆、計1,295㎡。利用権の種類は賃借権、期間は5年間。

借り手について、住所は堀之内、利用権の設定を受ける者が耕作している農用地の面積は13,727㎡。主たる経営作目は露地野菜。農業従事者は5人、農作業従事日数は年間150日。

議長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。

農業委員

それではご報告いたします。9月17日、事務局、農林課の職員とともに現地調査を実施しました。現地で、法人の代表取締役と営業部長に立ち会っていただき、今後の営農計画をうかがいました。今回の農地は、法人がすでに平成28年11月から「農業経営基盤強化促進法」に基づき借り受けており、多品目の野菜を栽培しています。ここで貸借の期間が満了することに伴い、農地の所有者と話し合った結果、今までと同じ条件で続けることで合意し、今回の申請に至ったとのことです。貸借の成立後は、サトイモ、ヤーコン、サツマイモ、オクラなどを引き続き耕作し、その後は作付計画書のとおりコマツナ、ハウレンソウなども作付けする予定とのことでした。収穫物は主に、道の駅八王子滝山や法人が運営しているレストランへ出荷し、クックパッドの集荷場にも出荷していくとのことでした。今後については、今までと

同様に法人の社員と一緒に経営規模拡大を目指し、農業経営を行っていくとのこと。畑の状態、作付計画などに問題もなく、農地所有適格法人としての実績もあるので安心して見守っていきたいと思います。報告は以上です。

議長 報告は終わりました。質問・意見はありませんか。ございませんので、進行します。お諮りします。第7については、これを決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、決定することにしました。第8「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第8「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」について説明。

貸し手について、住所はあきる野市切欠、設定する土地は高月町の土地2筆、計1,588㎡。利用権の種類は使用貸借権、期間は9年5カ月間。

借り手について、住所は長沼町、利用権の設定を受ける者が耕作している農用地は無し。主たる経営作目は野菜。農業従事者は2人、農作業従事日数は年間150日。

議長 説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。

推進委員

それでは、ご報告いたします。9月16日、事務局、農林課の職員とともに現地調査を実施しました。その際、借受人から今後の作付計画等を伺いました。今回利用権を設定する土地ですが、農地中間管理事業を介して情報提供があった農地になります。当該地は、高月町の小作地区内にある農地で、現在は草刈り状態でした。今後は、ネギを育てていくとのこと。土の状態によっては、ソルゴーを鋤きこみ、栽

培環境を整えることも考えているそうです。収穫した野菜は、農業研修をしている頃から取引のある飲食店やスーパーへ出荷していくとのことでした。また、農機具については、軽トラックを使用しているほか、今回同じ時期に新規就農する者と共同で、耕うん機や草刈り機等を購入するとのことでした。借受人は、農業に対する思いが強く、とても真面目な性格で、長年に渡り農業経験を積まれてきました。若手農業者の新規参入は、高齢化や担い手不足が大きな課題となっている近年、農業振興だけでなく、地域の活性化にもつながるため、大変心強く思っています。個人の経営は色々と大変なことも多いと思いますが、地域の農業者との交流を深めながら、頑張ってもらいたいと思います。報告は以上です。

議長

報告は終わりました。質問・意見はありませんか。ございませんので、進行します。お諮りします。第8については、これを決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、決定することにしました。第9「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第9「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」について説明。
貸し手について、住所はあきる野市切欠、設定する土地は高月町の土地3筆、計2,489㎡。利用権の種類は使用貸借権、期間は9年5カ月間。
借り手について、住所は高倉町、利用権の設定を受ける者が耕作している農用地は無し。主たる経営作目はネギ。農業従事者は2人、農作業従事日数は年間250日。

議長 説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。

推進委員 それでは、ご報告いたします。9月16日、事務局、農林課の職員とともに現地調査を実施しました。その際、借受人から今後の作付計画等を伺いました。今回利用権を設定する土地ですが、農地中間管理事業を介して情報提供があった農地になります。当該地は、高月町の小作地区内にある農地で、2筆は雑草が伸びており、1筆は草刈り状態でした。今後は、ネギを育てていき、農業研修をしている頃から取引のある飲食店やスーパーへ出荷していくとのことでした。借受人は、研修を通じて、他の農業者との交流を深める中で、農業の将来性を強く感じ、本格的に農業に取り組むことを決意されました。異業種からの若手農業者の新規参入は、地元の農業者にとっても大きな刺激となり、地域の活性化にもつながるため、大変心強く思っています。個人での経営は色々と大変なことも多いと思いますが、地域の農業者との交流を深めながら、引き続き頑張ってもらいたいと思います。報告は以上です。

議長 報告は終わりました。質問・意見はありませんか。

農業委員 10年間で長ねぎを作付けする計画ですが、新規就農希望者計画書のとおり耕作面積を増やし、計画どおりの品目を作付けしていくことができるのでしょうか。地区の担当員として耕作面積を増やすことに協力できますでしょうか。

推進委員 経営計画書を拝見したり、現在の農業の置かれている立場を考えると大変だと思いますが、若い力で今までにない農業経営を実践していけるとと思います。高月地区も高齢化が進んでいるため、若い方が高月地区で就農してくれるのはありがたいことです。小作地区は10町歩くらい農地がありますが、そのうち約5町歩はあきる野市に住む方が所

有しています。あきる野市に住む方は後継者がいない方が多いようなので、その農地を借りられる可能性はあります。

農業委員 直接農地所有者との利用権設定となると賃借料等が発生すると思いますが、農地中間管理機構を介しての農地の利用権設定となると賃借料等が発生しないと考えてよろしいでしょうか。

事務局 農地中間管理機構を介しての利用権設定した場合、必ず賃借料が無償となるわけではありません。今回は農地所有者と借手との間で賃借料が無償となることに合意しています。

農業委員 利用権設定期間中に相続が発生した場合どうなるのでしょうか。

事務局 今回の場合、使用貸借による権利の設定であるため賃借料が無償になっているので、合意解約がしやすくなっております。

議長 他にございませんでしょうか。ございませんので、進行します。お諮りします。第9については、これを決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、決定することにしました。

第10「生産緑地に係る『農業の主たる従事者』の証明について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第10「生産緑地に係る『農業の主たる従事者』の証明について」
買取申出生産緑地は緑町の土地6筆、3,551㎡。
買取申出事由の生じた者について、住所は緑町、申出者との続柄は「母」、申出事由は「死亡」、申出事由の生じた日は「令和3年6月12日」、年齢は「79歳」、年間従事日数は「300日」。

議長

説明は終わりました。続きまして、私が担当委員として調査報告をしたいと思います。

農業委員 それでは地区の担当委員としてご報告いたします。9月10日、事務局と当該生産緑地を確認するとともに、願出者にお話を伺いました。願出者の母は、嫁いだ27歳頃から農業に携わり始めました。畑では主にカブ、ハウレンソウ、キュウリ、ナス等の露地野菜を栽培していました。収穫物は自家消費の他に農産物直売所、マルシェ802やイーアス高尾に出荷していました。平成27年に肺気腫を発症したことで、農業に従事することが困難になったため、夫と息子さんが最低限の維持管理を行ってきました。その後主たる従事者は令和3年6月12日に79歳で亡くなりました。今回の調査において、お元気だったころは、この生産緑地の中心的な農業従事者であったことを確認しました。報告は以上です。

議長 報告は終わりました。質問・意見はありませんか。ございませんので、進行します。お諮りします。第10については、これを証明することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、証明することにしました。なお、この案件のように生産緑地の主たる従事者証明が出されたのち、買取申出がされた土地は農業者が優先して取得できます。取得希望者がいましたら、斡旋してください。事務局で対応します。第11「農地の権利取得の届出について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局 第11「農地の権利取得の届出について」を報告。（9件）

議長 報告は終わりました。ご質問はありませんか。質問なしと認めます。第12「相続税の納税猶予の対象者等に関する通知について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局 第12「相続税の納税猶予の対象者等に関する通知について」を報告。（3件）

議長 報告は終わりました。ご質問はありませんか。質問なしと認めます。

以上で、本総会議題の全日程は終了しました。

ここで、本日の議事録の署名をしていただく農業委員を指名いたします。

八王子市農業委員会会議規則第 11 条の規定により、

第8番 菱山史郎委員

第9番 坂本真一委員

を指名します。よろしく申し上げます。

以上をもちまして、令和 3 年度八王子市農業委員会第 6 回総会を閉会します。

《午後 3 時 0 5 分閉会》